

ストーカー行為とは

特定の人に対する好意の感情等※を満たすことを目的に、

つきまとい、待ち伏せ、
見張り、押し掛け、うろつき



監視していると伝える行為



面会、交際、義務のないこと
を行うことの要求



著しく粗野または乱暴な言動



無言電話、連続した電話、
FAX・手紙・メール・SNSの
メッセージ等



汚物等の送付



名誉を害する事項を
伝える行為



性的羞恥心を害する事項を
伝える行為



G P S 機器等を用いた位置情
報の取得・G P S 機器等の取
り付け



※好意の感情等とは、特定の人に対する恋愛感情その他好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を言う。

これらの行為を繰り返して行うことを
「ストーカー行為」と言います。
「ストーカー行為」は、**拘禁刑や罰金に
処されることもある犯罪**です。

警察では、これら悪質な行為に対しストーカー規制法やその他の法令を適用し、

加害者への警告・禁止命令等

犯罪捜査による加害者の検挙

を実施して、事態がエスカレートするのを未然に防止します。

ほかにも事案や要望に応じて、

被害防止対策
の教示

防犯機器の
貸し出し

関係機関の
紹介

など、さまざまな支援を行います。